

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第97号）（産業観光局産業技術研究所）

京都市産業技術研究所の廃止及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）の設立に伴い、京都市職員退職手当支給条例ほか2条例について、次の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 京都市退職手当支給条例関係

- (1) 研究所に勤務する者（以下「法人職員」という。）が、研究所の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に、その者の法人職員としての引き続きいた在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、研究所の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。）を含めることとしました。
- (2) 職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き法人職員となるため退職し、かつ、引き続き法人職員となった場合において、その者の職員としての在職期間が、法人職員に対する退職手当に関する規定により、法人職員としての在職期間に通算されることとなるときは、原則として、退職手当を支給しないこととしました。
- (3) 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が法人職員となったときは、退職手当を支給しないこととしました。

2 京都市産業振興基金条例関係

研究所の設立に伴い、研究所の業務と関連する山本文二郎漆科学研究基金及び松井悦造研究基金を取り崩す等の必要があるため別表を削除することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。ただし、第1条中京都市職員退職手当支給条例附則第5項の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第97号

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(京都市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「本則において「機構職員」を「機構職員」に、「又は公立大学法人京都市立芸術大学」を「公立大学法人京都市立芸術大学」に改め、「大学職員」という。）」の右に「又は地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下本則において「研究所」という。）に勤務する者（以下「研究所職員」という。）」を加え、「機構又は大学」を「機構、大学又は研究所」に、「機構職員又は大学職員」を「機構職員、大学職員又は研究所職員」に改める。

附則第5項第1号中「又は公立大学法人京都市立芸術大学」を「公立大学法人京都市立芸術大学又は地方独立行政法人京都市産業技術研究所」に改める。

(京都市産業振興基金条例の一部改正)

第2条 京都市産業振興基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」の右に「(以下「事業」という。）」を加え、「別表のとおり」を削る。

第5条第1項中「別表に定める目的のために支出する」を「事業の実施に必要な財源に充てる」に改め、同条第2項中「支出し」を「必要な財源に充て」に改める。

第6条中「別表に定める目的の」を「事業の実施に必要な」に改める。

別表を削る。

(京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年12月24日条例第71号）の一部を次のように改める。

第1条のうち京都市職員給与条例第3条第5項本文の改正規定中「第3条第5項本文」を「第3条第1項第7号を削り、同項第8号中「別表第1の8」を「別表第1の7」に改め、同号を同項第7号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第5項本文に、「改める」を「改め、同条第6項中「第1項第8号」を「第1項第7号」に改める」に改める。

第1条のうち京都市職員給与条例別表第1の1から別表第1の7までの改正規定中「別表第1の7」を「別表第1の6」に改め、別表第1の7を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別表第1の7を削り、別表第1の8を別表第1の7とする。

附則に次の2項を加える。

(関係条例の一部改正)

3 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

研究職給料表適用職員	特別職給料表適用職員
	全 員
6級及び5級の職務にある者	

を

特別職給料表適用職員
全 員

に改める。

4 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中京都市職員退職手当支給条例附則第5項の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(産業観光局産業技術研究所)